

# 令和8年度「茅野市プレミアム付生活応援券」 取扱店募集について

食料品等の物価高騰による生活者の負担を軽減するとともに、地域経済の活性化につなげるため、茅野市内の店舗等で使えるプレミアム率50%の「茅野市プレミアム付生活応援券」を発行します。

つきましては、使用できる店舗（取扱店）を下記のとおり募集いたしますので、各店舗のPRや販売促進活動の一環として是非ご活用いただきたく、取扱店としての登録をお願いします。

## ■「茅野市プレミアム付生活応援券」概要

- |            |   |
|------------|---|
| 1) 発行総額    | 8億7000万円 プレミアム率50%  |
| 2) 販売価格    | 10,000円/1セット  |
| 3) 購入対象者   | 基準日時点で茅野市に住民登録がある者<br>(対象者には茅野市から購入引換はがきが送付されます)                                  |
| 4) 購入セット数  | 1人1セット  |
| 5) 生活応援券仕様 | 1セット 1,000円×15枚つづり(紙の商品券のみ)<br>(内訳) 中小・大型店共通券 9枚 (9,000円分)<br>中小店専用券 6枚 (6,000円分) |
| 6) 利用期間    | 令和8年7月1日(水)～令和8年12月31日(木)   |

## ■募集要項

※下記、募集要項の「商品券」とは「茅野市プレミアム付生活応援券」の事とする。

### 1) 取扱店の資格要件

- ①茅野市内の事業所で茅野市商工業の発展に資する事業所であり本事業の主旨に賛同し参加を希望する事業所
- ②現在又は将来にわたって暴力団等反社会的勢力に該当しない事業所
- ③性風俗特殊営業等公序良俗に反する事業所でないこと
- ④本取扱事業所募集要項を順守できる事業所

上記4項目を全て満たしている事業所

### 2) 責務

- ①消費者が使用期間中に商品券を持参した時は、商品券額面の物品販売及びサービス等の提供を行うこと。
- ②商工会議所が配布する取扱店表示ポスター等は消費者の見えやすい場所に必ず掲示すること。
- ③偽造等の不正使用の疑いがあるときは受け取りを拒否すると共に、速やかに茅野商工会議所へ連絡すること。
- ④商工会議所及び茅野市が本事業に関して調査を行う時は協力すること。
- ⑤商品券を第三者に転売、他へ交換・譲渡は禁止する。
- ⑥商品券を担保に供し、又は質入れすることは禁止する。
- ⑦取扱事業所が自らの商品仕入等に利用することは禁止する。
- ⑧商品券の再利用は禁止する。
- ⑨取扱事業所関係者が自ら購入した商品券を、消費に利用せずに換金することは禁止する。  
そのような事実が発覚した場合には、店舗名を公表し、今後同事業への参加を禁止する。
- ⑩取扱事業所の不正等が発覚した場合は直ちに取扱いを取り消すと共に商品券の換金ができなくなるものとする。
- ⑪商品券の偽造は禁止する。
- ⑫消費者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱事業所の負担とする。
- ⑬消費者とのトラブルに関して、茅野商工会議所は一切関与しないので取扱事業所にて適切な対応をすること。
- ⑭その他商品券事業の目的に反する行為は禁止する。
- ⑮使用済み商品券は、再利用を防止するため裏面の取扱店舗欄に店名を記入(スタンプ)すること。
- ⑯取扱事業所で指定する「商品券の使用対象外商品やサービス」については各店舗で消費者に周知広報すること。

### 3) 使用対象外

- ①明らかな資産形成であり、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入等
- ②過去に実施された本商品券事業に類似する市町村の実施する事業において、不適切として対象外とされてきた性風俗特殊営業等
- ③地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国や地方自治体への支払い（公営ギャンブル含む）  
<具体的に、次のようなものは対象外とする。>
  - ・商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
  - ・株券、先物、保険等の金融商品
  - ・公共料金等国や地方公共団体への支払い
  - ・たばこ
  - ・家賃、地代
  - ・現金との換金、金融機関への預け入れ
  - ・その他取扱事業所が指定する商品
  - ・その他茅野商工会議所が指定する商品

### 4) 注意事項

- ①現金との引き換えはできない。
- ②つり銭は支払わない。
- ③商品券の盗難、紛失等には発行者（茅野商工会議所）は責任を負わない。
- ④取扱いの対象外となる商品、サービスについては、「取扱店表示ポスター」の注意事項欄に記載する他、各店舗にて充分周知、広報すること。

## ■登録方法（登録手数料無料・換金手数料無料）

募集要項の内容を理解し、厳守することを誓約したうえでお申込みください。

下記のどちらかの方法にて登録をお願いします。

### 1) QRコードより登録

※QRコードからの登録は  
3/16までとします。



### 2) 別紙の「登録申請書」にて登録

※「登録申請書」での登録は  
随時受け付けます。

## ■登録期間

令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）

※上記期間内に登録すると「広報ちの6月号」への折込チラシ「取扱店舗一覧」へ掲載されます。

※これ以降の店舗登録は随時受付致しますが茅野商工会議所ホームページのみの掲載となります。

（最終登録締切は10月30日を予定）

## ■換金方法

換金受付期間 利用開始日から令和9年1月29日（予定）

換金受付場所 茅野商工会議所

支払方法 登録時の指定口座へ振込

支払日 月複数回を予定 ※詳細は登録店舗あてに改めてお知らせいたします。

## ■今後の予定

6月中旬～ 登録店舗あて通知発送（「取扱店ポスター」「換金方法」「換金依頼書」など）

7月1日～ 取扱開始（予定）

## ■お問合せ先

取扱店登録に関するお問い合わせ：茅野商工会議所（tel 72-2800）